



## リーガルサポートに入会しよう ～リーガルサポートという団体とその魅力～

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常務理事 藤原 康弘

### 1. はじめに

私は、令和3(2021)年6月から公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「LS」という。）の常務理事の職務に就いており、また、それ以前はLS東京支部の専務副支部長を4年間務めていた。本誌においては、LSの本部及び支部の要職を経験した者として、LSという団体について改めて紹介するとともに、LSの魅力について皆様にお伝えすることとしたい。

### 2. LSの成り立ち

LSは、平成11(1999)年12月に成年後見制度の施行に先立ち、全国の司法書士によって社団法人として設立された。ここで重要なのは、司法書士が成年後見制度を担っていくにあたり、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）の事業としてではなく、新たな法人を立ち上げたことである。つまり、司法書士が後見人等の養成・指導監督等の事業に取り組むためには、新たな受け皿が必要だったのである。LS設立総会の議案第1号「設立趣意書」には、以下の記載がある。「多くの人々と共に司法書士が、今後とも市民社会に密着した街の法律家として、幅広く法的ニーズに応える事を目的として、日司連の全面的な支援を得て『社団法人成年後見センター・リーガルサポート』を設立するものである<sup>1)</sup>。これにより、司法書士本来業務に加え、新たに成年後見業務について、司法書士が積極的に関与していくことが社会に対し宣言されたのである。

そして、平成23(2011)年3月には、公益社団法人の移行認定を受けることとなった。司法書士のみを正会員とする団体として、会員の利益（共益）ではなく、不特定多数の人々の利益（公益）を目指すということは、少なからず躊躇があったかと思われるが、この英断により、現在のLSの存在意義が明確になったとも言える。当時からLSの理事を務める太田達男氏は、「LSの役員、会員諸氏が、司法書士という同一資格者の団体であるが、LSの設立目的は、仲間内の利益擁護団体ではなく、財産管理や法律行為が困難な人々の権利を守るために尽くすという高い志をもつて公益法人を選択したことに、私は強い感動を覚えている」と述べている。<sup>2)</sup>

こうした経緯及びこれまでの様々な取組により、LSは社会から高く評価されるに至った。第三者後見人の中で司法書士が一番多く後見人等に選任されているのも、その一つの証左であろう。なお、令和3年の1年間で新たに司法書士が後見人等に選任された件数は11,965件で、第三者後見人の中では37.7%を占めている。ちなみに、弁護士が25.9%、社会福祉士が18.1%である。

### 3. 本部と支部

LSの特徴の一つとして、全国一つの法人であり、その法人内に全国50の支部を設置している、ということがある。ここに、全国50の司法書士会の連合体である日司連との違いがある。LSに

においては、法人の業務執行権限は本部の理事長及び各部門担当常任理事にあり、支部は法人の事務を執行する組織ということになる。そのため、年2回の全国支部長会議のほか、ブロック単位で開催されるブロック会議や支部本部連絡会議等を通じて、本部から支部に法人の業務執行方針を伝達し、また本部支部間の情報共有・意見交換する場を数多く設けている。

支部の役員を務めていたときは、どうしても目線が自分の支部に向かっていたが、本部の役員として全国の支部に目線を向けると、全国一つの法人でありながら、支部を取り巻く状況・課題は様々で、地域間の格差がかなりあることがわかる。上述の後見人等の選任状況も、都道府県ごとのデータを見ると、必ずしも司法書士が一番多く選任されているわけではない。地域間での成年後見制度そのものの利用状況や社会的背景の違いを感じことがある。

#### 4. LS 会員として

さて、ここからは会員個人の目線で LS を見てみたい。LS が設立されてから23年が経ち、成年後見の分野で「LS」や「リーガル」と言えば司法書士、ということが浸透し、家庭裁判所や行政、福祉関係者等からの信用も高まり、後見業務をはじめ地域での権利擁護活動は格段に行いややすい環境になったと感じる。こうした環境の下、LS 会員として高齢者・障害者等の権利擁護の推進に取り組むことで、LS ひいては司法書士に対する信頼はさらに高まるものと確信する。

一方で、LS に入会すると業務報告が面倒だ、という声を最近よく耳にする。確かに、LS 会員は定款に定められた業務報告義務を果たす必要があるが、これは反面、業務支援を受ける権利とも言える。報告を通じて個別業務の相談をすることもできるし、自分では気づかなかつたことを気づかせてくれる。そもそも成年後見等の業務は、他者の監督を受けることを前提としているのであり、他人の財産を管理する以上、自分よりアドバイスはならない。年2回の LS に対する業務報告を通じて、自身の後見業務の振り返りができるることは、非常に有用なことだと思われる。

また、成年後見等の業務を遂行する中で、万一トラブル等に巻き込まれた場合であっても、適時適切に業務報告をしていれば、支部からサポートを受けることもできる。

さらに言えば、LS 会員として「LS システム」を利用できるメリットは大きい。このシステムは、LS 会員であれば誰もが利用できるクラウドサービスで、会員と支部及び本部を結びつけるツールとしてだけではなく、研修動画を視聴することもできるし、また会員自身の業務を支援するための各種機能も備わっている。

#### 5. さいごに

司法書士としての行動は、常に公益性を帯びていると思われるが、それがより鮮明となるのが後見業務であり、LS としての活動である。司法書士の「使命」を果たす意味でも、LS の特徴を理解していただいたうえで、是非 LS に入会し、LS 会員として後見業務に取り組み、さらには、LS 本部及び支部の活動にも積極的に関わる中で、自由かつ公正な社会の形成に寄与して欲しい。

1) 社団法人成年後見センター・リーガルサポート 10周年記念誌 49頁

2) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 20周年記念誌 17頁